

公益社団法人日本語教育学会
謝金規程

制	定	2009 年 3 月 16 日 2008 年度第 4 回理事会
改	定	2022 年 12 月 25 日 2022 年度第 2 回理事会
改	定	2024 年 12 月 22 日 2024 年度第 2 回理事会

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下、本学会という）が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

（謝金支払対象者）

第2条 本学会の職員以外の者を、本規程の謝金対象者とする。

（適用範囲等）

第3条 本学会が主催する講演会等において、本学会が依頼する講師等に適用する謝金、及び翻訳等の謝金は以下の通りとする。

- (1) 講演謝金
 - (2) 講師謝金
 - (3) 対談・座談会登壇謝金
 - (4) 事例報告謝金
 - (5) アシスタント謝金
 - (6) 原稿執筆謝金
 - (7) 翻訳謝金
 - (8) 校閲謝金
- 2 受託事業については本規程の適用範囲外とする。

（謝金の単価）

第4条 謝金の単価は、別表の通りとする。

- 2 本規程第 3 条第 1 号から第 5 号の支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間や打ち合わせ時間を除いた実働時間とする。

- 3 前項に該当する謝金は、1 時間を単位として支給し、1 時間未満の端数が生じたときは、30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げて処理するものとする。

（謝金の支払方法）

- 第5条 謝金は支払対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、口座への振込ができない場合は他の方法により支払うことができる。
- 2 海外へ送金する場合、海外での引き下ろし時に発生する手数料は支払対象者により支払うものとする。
 - 3 為替レートは送金時のレートを用いるものとする。
 - 4 謝金の支払にあたっては、本学会は法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払う。
 - 5 前項の規定にかかわらず、法人に対して謝金を支払う場合は、源泉徴収は行わない。

（費用）

- 第6条 交通費及び宿泊費を要した場合は、本学会の旅費規程を準用して支払う。

（改廃）

- 第7条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、2022 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

本規程の改定は、2024 年 12 月 22 日から施行する。

公益社団法人日本語教育学会 謝金単価表

	謝 金 の 種 類	内 容	単 価			
			会 員		会 員 以 外	
1	講 演 謝 金	大会の一般公開プログラムのパネリストを含む。	¥ 10,000	/1時間	¥ 15,000	/1時間
2	講 師 謝 金	①研修等の単独講師 ②シンポジウムのパネリスト、コーディネーター等	¥ 8,000	/1時間	¥ 10,000	/1時間
3	対談・座談会登壇謝金	①登壇者 ②研修のファシリテーター等 ③司会(大会の一般公開プログラムを含む)	¥ 5,000	/1時間	¥ 5,000	/1時間
4	事例報告謝金		¥ 5,000	/1時間	¥ 5,000	/1時間
5	アシスタント謝金	研修運営補助等	¥ 1,500	/1時間	¥ 1,500	/1時間
6	原稿執筆謝金	日本語(400字詰原稿用紙1枚)	¥ 1,600		¥ 1,600	
		英語(25行打ちダブルスペースA4用紙1枚)	¥ 3,800		¥ 3,800	
7	翻訳謝金	和文英訳(400字詰原稿用紙1枚)	¥ 3,600		¥ 3,600	
		英文和訳(25行打ちダブルスペースA4用紙1枚)	¥ 2,600		¥ 2,600	
		その他外国語和訳(25行打ちダブルスペースA4用紙1枚または400字詰原稿用紙1枚)	¥ 3,500		¥ 3,500	
8	校閲謝金	英語(25行打ちダブルスペースA4用紙1枚)	¥ 1,800		¥ 1,800	

(税込み)